

利根町地域公共交通計画策定業務委託仕様書

1. 業務名 利根町地域公共交通計画策定業務

2. 履行期間

- (1) 令和5年度：利根町地域公共交通計画策定業務
契約締結日の翌日から令和6年3月20日までとする。
- (2) 令和6年度：利根町地域公共交通計画策定業務
契約締結日の翌日から令和7年3月20日までとする。

3. 利根町の公共交通の現状と課題

本町は、鉄道交通はなく、通勤や通学等には、最寄りの駅である千葉県我孫子市のJR布佐駅（成田線）と取手市のJR取手駅（常磐線）が主に利用されている。

この2つの駅へのアクセスする路線バスの運行区域は、バス事業者1社により、千葉県我孫子市JR布佐駅へは、利用者の減少や栄橋の渋滞等により、十分な便数を確保できていない状況であるが、布川地区を経由する一部地域で運行されている。また、取手市JR取手駅へは、文地区を経由する一部地域で運行している。

この運行区域は、町の中でも人口が集中している地域を経由して町内の一部の地域で運行されていることから、路線バスが運行されていない「交通空白地域」が多く存在している状況である。また、タクシー事業者は、1社が町内に営業所を構えている。

町の公共交通施策としては、保健福祉センターの利用者のために無料で「福祉バス」を運行していたが、平成7年度以降は、誰でも利用できるように利用者の拡大を図り、平成30年度からはバスを増車し2台の車両で、町内公共施設、店舗、医療機関等への移動手段として、運行区域の拡大を図り、町内の2つのコースを循環運行し、隔週土曜日も運行をしている。

また、平成16年をもって隣接する龍ヶ崎市の関東鉄道竜ヶ崎駅への路線バスが廃止されたことにより、路線バスの運行されていない「交通空白地域」が広がったことから、平成20年度から、交通弱者の対策として、路線を設けないタクシーの運行形態を保ちつつ、他の利用者との乗り合うことにより低額な料金設定が可能となる「デマンド型乗合タクシー」を運行している。運行区域としては、町内全域、隣接する龍ヶ崎市の関東鉄道竜ヶ崎駅と一つの病院へスポットで乗り入れを開始した。令和4年度からは、タクシー1台を増車し、取手市の一つの病院へもスポットで乗り入れしている。

本町では、少子高齢化の進展と人口減少に伴い、公共交通利用者は減少傾向にあり路線バスの便数も減少し、また、高齢者の増加により運転免許返納による交通弱者の増加傾向にあることや「交通空白地域」の公共交通による移動手段対策は、まちづくりや地域活性化への重要な課題となっている。

4. 業務目的

本業務は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条に基づく「地域公共交通計画」を策定するために、町民・利用者等の多様な移動ニーズや利用実態を把握・分析した上で、本町における地域公共交通の課題を整理し、地域公共交通計画を策定するために必要な目指す方向性、基本方針、基本目標等の設定、目標を達成するために行う事業及びその実施主体等を検討し、「地

域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにする計画書のとりまとめを行うことを目的とする。

5. 業務内容

年度ごとに行う業務内容は、概ね以下のとおりを想定しているが、プロポーザルの提案内容等により委託契約時に町と事業者双方の協議により確定する。

また、業務を実施する年度を変更して提案することは、年度ごとの委託上限額を超えない限り、差し支えないものとする。

【令和5年度業務】

(1) 業務実施計画書の作成

受託者は、仕様書に示す業務内容を確認し、本業務の内容について委託者と十分な打ち合わせを行い、策定手順とそのスケジュールを明確にした業務実施計画書を提出し、委託者の承認を得てから策定作業を行うものとする。

(2) 現状把握・地域特性の整理

①地域の現況に関する現状と課題整理

町の上位計画（総合振興計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略等）及び関連計画の方向性の把握、既存資料等により、人口分布、人口動向や施設立地状況について把握・課題の整理を行う。

②地域公共交通に関する現状と課題整理

本町の地域公共交通網及び交通機関の利用状況等について把握するとともに、公共交通の空白地域を把握・課題の整理を行う。

③他自治体事例や国の動向等の把握

他自治体や国の動向等を参考に、AIデマンド交通など新モビリティサービスについて把握するとともに、参考事例選定を行う。なお、参考とする事例の選定にあたっては、本町の地域特性や公共交通の特性を鑑みながら、今後の本町の発展に資する事例を選定すること。また、選定理由も明らかにすること。

④隣接自治体との連携の整理

本町は、鉄道交通がないので、通勤・通学等の際の最寄りの駅のある隣接自治体との公共交通の利用状況を把握し、連携の必要性について整理する。

⑤その他「地域公共交通計画等の作成と運用の手引き」に基づき必要な調査

(3) アンケート調査の実施

町民の日常生活における移動実態や移動ニーズなど調査して、問題点や課題等を把握するため、町民アンケート調査を実施する。

町内在住の15歳以上の町民 3,000名

- ・アンケート調査票の設計・印刷、及び回収結果のデータ入力作業、集計・分析を行い、調査結果報告書としてとりまとめるまでの作業一式を行う。
- ・調査票のページ数は12～16ページ程度とする。単純集計の他、分析に必要なクロス集計、自由回答のとりまとめを含めて行い、住民ニーズの把握、町の現状や課題などを抽出・把握し、計画策定のための基礎資料となるものと位置づける。
- ・調査対象区域は利根町全域とし、調査対象者は、日常的に公共交通を利用していることが

想定される通勤・通学のほか、高齢化社会における交通弱者となる高齢者の通院・買物が考えられるため、その年齢層や居住地域等を考慮したうえ、調査内容も併せて企画立案する。

- ・調査対象者の抽出は、町が住民基本台帳から偏りが生じないように無作為抽出し、受託者が購入し町へ納入した宛名ラベル台紙に印字した上で受託者へ引き渡すこととする。
- ・調査方法については、郵送による質問紙法とし、配布・回収ともに郵送によるものとする。
- ・発送・回収にかかる郵送費は委託者(利根町)が負担する。
- ・受託者は住民意識調査に係る印刷業務、及び調査票の封入作業、宛名ラベル貼付作業を行い、郵送等による発送を行う。

○調査票印刷・製本 A4判／12～16ページ程度／1色刷り（モノクロ）／色上質紙54g程度／中綴じ製本／3，100部

○配布用封筒印刷 角2サイズ／クラフト封筒／片面1色刷り／3，100枚

○回収用封筒印刷 長3サイズ／クラフト封筒／片面1色刷り／3，100枚

- ・調査の進行に係る担当事務局との協議・打ち合わせ、助言・提案を適宜行う。
- ・その他、アンケート調査実施に伴う個人情報などの取り扱いには十分配慮することとする。

(4) 地区懇談会（ワークショップ）実施運営支援

広く町民の公共交通に関する現状や意見を聞く場として、ワークショップ形式による地区懇談会を実施する。開催箇所（町内4地区、交通空白地域など）、実施回数、開催会場については、協議の上決定する。その実施にあたって、地区懇談会の企画支援や資料等作成、結果報告を受け、とりまとめ等を行う。）

その実施にあたって、地区懇談会の企画支援や資料等作成、結果報告を受け、とりまとめ等を行う。

- ・地区懇談会運営のプログラムの立案・作成
- ・会議資料、レジュメ案の作成
- ・地区懇談会への出席・運営支援（ファシリテーターとして参加し、司会進行及び円滑な会議運営の補助を行う。）
- ・結果とりまとめ・実施報告書作成
- ・その他の事項については、町担当事務局、受託者との協議により決定することとする。

(5) 公共交通利用者に対するアンケート調査

町内の公共交通事業者の実情や、今後の公共交通の維持等に対する意向などを把握するため、町内の交通機関等において、公共交通に関するアンケートを実施する。実施日数については2～3日間程度とする。その実施場所・実施方法・実施時期については、町担当事務局と受託者との協議により決定することとする。アンケート調査項目案の立案、アンケート調査の実施、結果報告書のとりまとめ等を行う。

- ・アンケート調査案の作成
- ・アンケート調査の実施
- ・結果とりまとめ・実施報告書作成

(6) 公共交通事業者へのヒアリング調査

町内の公共交通事業者の実状（運行状況、利用状況、経営状況等）や、今後の公共交通の維持等に対する意向などを把握するため、ヒアリング調査を実施し、町のこれまでの取組状況、社会的背景を踏まえた公共交通の課題、財政状況等、本業務の政策実現のための課題等を整理する。実施日数については2～3日間程度とする。ヒアリング項目案の立案、ヒアリングの実施、結果報告書のとりまとめ等を行う。

- ・ヒアリング項目案の作成
- ・ヒアリングの実施
- ・結果とりまとめ・実施報告書作成

(7) 会議運営支援等

①地域公共交通活性化協議会への会議出席・支援等（4回）

- ・会議資料原稿データ作成
- ・会議への出席，運営支援
- ・議事録作成

②町担当事務局との協議打合せ（適宜実施）

計画の調査・策定，進行に係る協議・打ち合わせ，助言・提案を適宜行う。

【令和6年度業務】

(1) 地域公共交通計画の骨子案・素案の作成

上記の調査分析及び検討結果を踏まえるとともに，各種会議での議論や関係機関との協議・調整を図ったうえ，地域公共交通計画の骨子案・素案のとりまとめを行う。

利根町の公共交通に関する現状・課題を踏まえて分析・検討を行い，目指す方向性や地域公共交通のあるべき姿など基本方針や基本目標の検討を行い，新たな公共交通体系の提案を含めた具体的政策の実現に向けた施策・事業・実施主体・資金確保・実施時期等の検討，及び数値目標の設定の提案，推進体制，評価の方法などの検討を行う。

なお，国土交通省から示される本計画に記載が必要な事項（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律，地域公共交通計画等の作成と運用の手引きでの記載事項等）を踏まえるものとする。

- ・基本的方向性，基本目標等の検討
- ・具体的政策の実現に向けた施策・事業に対して，実施主体・運営コスト・資金確保・実施時期等の検討
- ・数値目標の設定の提案
- ・推進体制，P D C Aを運用するための評価の方法などの検討
- ・骨子案，素案の作成

(2) 会議運営支援等

①地域公共交通活性化協議会への会議出席・支援等（4回）

- ・会議資料原稿データ作成
- ・会議への出席，運営支援
- ・議事録作成

②町担当事務局との協議打合せ（適宜実施）

計画の調査・策定，進行に係る協議・打ち合わせ，助言・提案を適宜行う。

③住民説明会（3回）

- ・住民への地域公共交通計画案の作成後に実施する説明会への出席・運営支援（ファシリテーターとして参加し，司会進行及び円滑な説明会運営の補助を行う。）

④パブリックコメントの実施支援

- ・計画内容がわかりやすい資料の作成等
- ・意見等の対応案の作成，パブリックコメント実施結果表の作成等

⑤議会（全員協議会を含む）の説明支援

- ・説明資料原稿データ作成・説明支援

(3) 計画書及び概要版のデザイン・編集・校正・修正作業

計画内容を分かりやすく住民に周知することを目的に、親しみやすいデザイン・編集を行うこと。また、文字の大きさやルビ等に配慮した、見やすいデザインを心掛けること。

計画書等に用いるイラスト等については、住民の視点に配慮しかつ読者の目を引くデザイン性の高いものとし、受託者オリジナルのものを作成することとする。

また、計画書等については、納品後に事務局にて修正・編集・更新等が容易に行えるよう、汎用性の高いソフトウェア・アプリケーション(Microsoft Office等)によりカラーデザイン・編集を施した計画書データを納品することとする。

校正については、それぞれ校正3回、色校正1回を行うこととする。

6. 成果品

本業務において作成する書類については、以下のとおりとし、詳細については契約時に本町との協議の上決定するものとする。

【令和5年度業務】

- ①調査報告書 A4判／140頁程度／1色刷り／あじろ綴じ製本／100部
- ②上記①を含む策定に係る関連資料、計画書等の計画策定関連のデータ一式 (Word, Excel等), 各種原稿データ及びホームページ掲載用PDF版データ一式をCD-ROMなどの電子媒体に記録し納入する。

【令和6年度業務】

- ①計画書 A4判／100頁程度／オールカラー／あじろ綴じ製本／100部
- ②概要版印刷・製本 A4判／8ページ／カラー印刷(4色刷り)／コート紙／中綴じ製本／7,000部
- ③上記①②を含む策定に係る関連資料、計画書等の計画策定関連のデータ一式 (Word, Excel等。なお、計画書の電子ファイルについては納品・業務終了後も利根町において独自で加除修正ができるよう編集可能な汎用性のあるソフトウェアであるWord等により納品することとする。), 各種原稿データ及びホームページ掲載用PDF版データ一式をCD-ROMなどの電子媒体に記録し納入する。

7. その他

- ・受託者は、作業の方法や順序及び作業実施に必要な事項について事前に打合せを行い、国や県が示す指針(地域公共交通計画等の作成と運用の手引き等)に沿って作業を進めること。また、業務遂行中の打合せは必要に応じて行う。
- ・計画等の成果品は、町に帰属し、町の許可なく公表、貸与及び使用してはならない。
- ・受託者は、関係者のプライバシー保護に万全を期すとともに、本委託の内容及び関連資料の内容を他に漏らし、若しくは本委託の目的以外に使用してはならない。
- ・本仕様書について定めのない事項、疑義が生じた場合、又は本業務履行上必要な基本事項に変更の必要が認められた場合、本町と受託者間で協議の上定めるものとする。
- ・今後、新たに国や県より計画策定に関する指針等が示された場合には、当該指針等を踏まえた内容とすること。
- ・成果品は、すべて町に帰属する。受託者は町の許可なく成果品を公表及び貸与してはならない。